

## よくある質問【週休2日制工事】

Q 1 休工計画表はどのように提出すれば良いか。

A 1 施工計画書に含めて、提出してください。その後、履行報告と併せ毎月5日までに前月までの取得状況を記入した計画表を提出してください（工事打合簿不要）。そして現場完成前（契約変更時）には、工事打合簿を付けて提出してください。

Q 2 対象期間とは？

A 2 準備期間（測量、現場事務所の設置等）、後片付け期間（書類作成、現場清掃等）を除いた期間としています。

準備期間は、愛知県土木工事標準仕様書における「準備期間」と同一として考えます。

Q 3 休工日（現場閉所）の扱いとみなされる作業は？

A 3 現場パトロールや災害に備えての保安設備の補強、建設機械のメンテナンス等、現場管理上必要な作業で本体工事の進捗UPに資するものでない作業を指します。

また、土場での作業も現場の一部として同様の扱いとなります。

Q 4 休工日に現場代理人等が地元と立ち会った場合、休工日として認められるか？

A 4 Q 3と同様、内容が本体工事の進捗UPに資するものでなければ認められます。

例：下水工事における公共樹立会→×

各種工事における苦情対応→○

Q 5 年末年始や年度末の工事抑制期間はどのように扱えば良いか。

A 5 抑制対象の工事として現場を稼働できない場合は、非対象期間とします。

道路占用地域連絡会議で調整された工事や年度末における車道規制を伴う占用工事に当てはまらない場合、対象期間とします。

Q 6 別工事との調整により一定期間工事を行なわない期間はどのように扱えば良いか。

A 6 要領第3条第2項にある工事事故等による不稼働期間として捉え、非対象期間とします。

Q 7 雨天により急遽、休工とした場合は休工日として認められるか。

A 7 当日、作業を開始する前に休工とすれば休工日として認めます。

Q 8 工期延期はしてもらえるのか。

A 8 受注者の責めに帰すことができない理由の場合は、工期延期を行います。その際、延期する期間も週休2日を見込んだ工期設定とします。

Q 9 達成できなかった場合、罰則はあるのか。

A 9 ありません。ただし、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は工事成績評定で減点し、諸経費等の減額変更を行います。

※明らかに取り組む姿勢が見られない場合とは、休工計画表が週休2日の取組になっていない場合等を言う。

Q 10 週休2日制工事の対象外工事とはどういった工事なのか。

A 10 例を下に記載します。

ア 工程が現場条件に大きく制約される工事

渇水期施工を求められている工事や学校の夏休み期間中にしか施工できないなど工程の制約がある工事

イ 緊急性がある工事

緊急応急復旧工事など早急に工事を完成する必要がある工事

国際競技大会等の開催期日が確定しており、工期延期ができない工事

ウ 著しく施工期間が短い工事（連続した施工で休工日を含め7日未満の工事  
又は連続して行わない工事）

マンホールポンプ所の整備工事で、現場でポンプを引き上げて工場整備を行い、次の週に現場に据え付けるという作業を繰り返すもの等

例：月・火・水に施工、翌週の水・木・金に施工、翌々週の月・金に施工・・・

※工期内に連続した施工で休工日を含め7日以上が一部でもあれば対象工事です。

エ 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事（単価契約含む）

道路、河川等の公共性のある施設の維持管理で緊急性が高く、休日作業が必要な工事

Q 11 当初の計画表を提出する段階で土日の作業を予定して良いか。

A 11 月単位及び通期の週休2日工事は、対象期間において、曜日及び理由にかかわらず休工とした日の日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の工事であるため、問題ありません。なお、月単位については、暦上の土曜日・日曜日の休工では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなします。

完全週休2日の場合は、基本設定しませんが、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合

はその後の月曜日から金曜日) で振替休工を取得した場合は休工と認めますのでダメではありません。

Q12 金曜日の夜間に日をまたいで施工した場合は、土曜日にも作業したことになるのか。

A12 土曜日の作業とはなりません。

Q13 主任技術者等が休工日に現場事務所で書類作成を行った場合は現場閉所になるのか。

A13 現場閉所とはなりません。

Q14 主任技術者等が休工日に会社事務所で書類作成を行った場合は現場閉所になるのか。

A14 現場閉所とはなりますが、週休2日制の趣旨からすると今後の課題です。

Q15 主看板に別紙2掲示例以外の記載方法でも差し支えないか。

A15 対外的に分かるようになっていれば問題ありません。

Q16 PFI事業は対象となるのか。

A16 PFI事業は要領と合致しない部分もあるため、対象としません。労働基準法に準拠して適切に行ってください。

Q17 週休2日制工事の対象業種は。

A17 建設業法上の29業種全てが対象です。

Q18 当初施工期間が連続した施工で休工日を含め7日以上だったが、7日未満になってしまった工事等どうなるのか。

A18 当初対象だが、減額変更になります。

Q19 週休2日を達成するために施工方法等を変えて増額となる場合は、設計変更対象となるのか。

A19 週休2日を達成するための工法変更や資材変更による増額については、設計変更の対象とはなりません。

Q20 Co養生期間で、現場に交通誘導員のみ配置がされ、規制している場合は休工日となるのか。

A20 ほかの作業がなく、交通誘導員のみ配置されている場合は、休工日になります。また、養生のために散水を行うことは、現場管理上必要な作業であり、休工日扱いになります。

Q21 要領の第2条(5)(6)に記載がある、巡回パトロールや保守点検等とあるが、等とは、何を想定しているのか。

A21 災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業、立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール、交通誘導警備を想定しています。また、測量や丁張出し、工事写真の撮影、出来形測定、書類作成等の事務作業はこれに当たりません。

Q22 週休2日の形式を、受注者が確認する方法は？

A22 土木系の工事では、設計書の積算情報表等で確認できます。建築系の工事では、図面の概要に記載されています。

**※令和8年度より工事名で週休2日制工事の対象かどうか判別できません。**

**必ず設計図書を確認するようにしてください。**

Q23 取組証の発行は、希望しなくてもよいか。また、建設業法施行令第27条第1項で定める金額未満とはいくらか？

A23 総合評価の取組実績に活用するために発行しますので、希望しない選択もあります。建設業法施行令第27条第1項で定める金額は、令和7年2月1日改正で、4,500万円（建築一式9,000万円）になりますので、この金額未満になります。

Q24 設計が月単位の週休2日の補正係数の場合で、受注者が完全週休2日で行いたいと希望する場合はどうしたらいいか？

A24 協議の上、決定してください。完全週休2日で計画し、実施も計画通りに達成できたら、補正係数を変更してください。月単位の週休2日で計画し、結果的に実施が完全週休2日で達成できた場合は補正係数の変更はしません。また、対象外工事については、希望できません。

Q25 Q24の受注者が希望する場合、取組証の発行はどの形式で発行となるのか？

A25 基本的には計画した取組み結果で判断します。計画が月単位で、結果的に実施が完全週休2日で行えた場合は、月単位の取組証の発行とします。また、計画が完全週休2日で、実施が月単位となった場合は、月単位での発行となります。